

畠地化促進事業

【令和6年度補正予算額 45,000百万円】

<対策のポイント>

水田を畠地化して畑作物の本作化等に取り組む農業者に対して、**畠地利用への円滑な移行**を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、**生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）**を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、**関係者間での調整や畠地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援**します。

<事業目標>

麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 畠地化支援

水田を畠地化して、**ア. 高収益作物 及び イ. 畑作物（高収益作物以外）**の本作化に取り組む農業者を支援します。
（※ 交付対象水田から除外する取組をいう（地目の変更を求めるものではない）。以下同じ。）

2. 定着促進支援

ア 高収益作物

水田を畠地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

イ 畑作物（高収益作物以外）

水田を畠地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

3. 産地づくり体制構築等支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整に要する経費や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

<事業の流れ>

営農計画書・交付申請書等の取りまとめ

農業再生協議会等

申請

農業者

(1、2の事業)

国

交付

申請

申請

農業再生
協議会等

(3の事業)

交付

定額

留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

<事業イメージ>

畠地化支援・定着促進支援

	1 畠地化支援 (令和7年産単価)	2 定着促進支援 (令和7年産単価)
ア. 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	<u>10.5万円/10a</u>	<ul style="list-style-type: none"> 2.0（3.0※）万円/10a × 5年間 または 10.0（15.0※）万円/10a（一括） （※ 加工・業務用野菜等の場合）
イ. 畑作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	<u>10.5万円/10a</u>	<ul style="list-style-type: none"> 2.0万円/10a× 5年間 または 10.0万円/10a（一括）

産地づくり体制構築等支援

① 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※）に要する経費を支援
(定額（1協議会当たり上限300万円）)

※ 畠地化（交付対象水田からの除外）に際しては、借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 土地改良区決済金等支援

令和7年度に畠地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畠地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（上限25万円/10a））

